低入札価格調査制度について

令和7年4月1日

【低入札価格調査制度】

低入札価格調査制度は、入札価格が調査基準価格未満であった場合は、低入札価格調査を 実施します。低入札価格調査は、予備調査(数値的判断基準)及び各種調査書類の提出、 事情聴取により行います。なお、各調査の結果、契約内容に適合した履行がされないと判 断した場合、失格となります。

各種調査書類の提出がされない等あった場合は無効とします。

【書類提出日】

低入札調査の書類提出日は、入札執行日(通知日)から期間が短いため、事前に「阿見町 低入札価格調査取扱要綱」に基づき調査書類について準備をお願いします。

【入札価格調査の提出資料】

調査書類は、「阿見町低入札価格調査書 提出様式 1-13」となります。

問い合わせ先

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL: 029-888-1111(代)

FAX: 029-887-9560

E-mail: kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp

平成20年3月31日 告示第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する工事又は製造の請負契約を締結するための一般競争入札を執行するに当たり、最低の価格をもって申込みをした者について、当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合において、必要な調査等を行い落札者を決定する制度(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項に基づくものをいう。以下「低入札価格調査制度」という。)に関し、阿見町契約規則(平成12年阿見町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

- 第2条 この要綱による低入札価格調査制度の対象となる契約(以下「対象契約」 という。)は、阿見町契約規則第3条に規定する一般競争入札(以下「競争入札」 という。)による建設工事又は製造の請負契約であって、次の各号のいずれか に該当するものとする。
 - (1) 阿見町建設工事等入札参加資格選定規程(平成12年阿見町訓令第5号)第5 条に規定する阿見町競争入札参加資格審査会が特に必要と認めるもの
 - (2) 阿見町建設工事総合評価方式試行要領(平成21年阿見町告示第6号)に基づく総合評価方式(以下「総合評価方式」という。)により入札を行うもの(調査基準価格の設定)
- 第3条 町長は、対象契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、その相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。
- 2 調査基準価格は、予定価格に調査基準割合(予定価格算出の基礎となった次に

掲げる額の合計額に100分の110を乗じた額を予定価格で除して得た割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(1万円未満の額は切り捨てる。)とする。ただし、調査基準割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 3 建設工事のうち、建築工事(電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。)に対する前項の規定の適用については、前項第1号中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額(直接工事費に10分の9を乗じて得た額)」と、前項第3号中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額)」とする。
- 4 昇降機設備工事その他の製造部門を有する専門工事業者を対象とした工事に対する前項の規定の適用については、第2項第1号中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額(直接工事費に10分の8を乗じて得た額)」と、第2項第3号中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額)」とする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める競争入札に係る調査基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で町長が定める額とする。

(入札の無効)

- 第4条 対象契約に係る入札は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効と する。
 - (1) 各種調査表の一部又は全部が提出されない場合
 - (2) 入札時に提出した工事費内訳書と、各種調査表の記載内容が整合してい

ない場合

- (3) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合
- (4) 工事の手抜き等による品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化 等、安全対策の不徹底につながるおそれがあると認められる場合
- (5) 入札金額の積算に係る数量が、設計数量を満たしていない場合
- (6) 入札金額の積算に係る材料・製品が、仕様書等に適合した品質・規格で ないと認められる場合
- (7) 入札金額の積算において建設副産物の適正な処理費用が計上されていない場合
- (8) 関係法令、仕様書、契約条件等に違反する事項があると認められる場合
- (9) 第7条の調査において合理的な説明がなされない場合
- (10) 町長が求める全ての資料が全て提出又は提示されない場合 (入札者に対する説明)
- 第5条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、この要綱の対象となる契約に係る入札を執行する際には、入札者に対して次に掲げる事項を説明する。
 - (1) 低入札価格調査制度の適用があること。
 - (2) 調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合における入札終了の方法及び結果の通知方法
 - (3) 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、最低入札者であっても 必ずしも落札者とならない場合があること。
 - (4) 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

(落札決定の保留)

第6条 入札執行者は、当該最低入札価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」 という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、当該落札候補者を低入 札価格調査の対象者(以下「調査対象者」という。)とし、入札参加者に対して 落札の決定を保留する旨を宣言する。

(調査の実施)

- 第7条 町長は、競争入札の結果、最低価格入札者に対し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、契約主管課長、設計担当主管部長及び課長並びに設計担当職員に調査させるものとする。
- 2 契約主管課長は、設計担当主管課長に対し、調査対象者から提出された工事内訳書に基づき、予定価格の算出基礎となった額(以下「設計金額」という。)が契約の内容に適合した履行がされないおそれが大きいと認める場合の基準(以下「数値的判断基準」という。)を下回らないかについて調査させ、書面による結果の報告を求めるものとする。
- 3 前項に規定する調査に使用する数値的判断基準は、次に掲げる区分に応じ、 当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 直接工事費 設計金額に10分の9(機械器具設置工事、管工事、電気工事、 電気通信工事にあっては、10分の7.5)を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費 設計金額に10分の8を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費 設計金額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費 設計金額に10分の3を乗じて得た額

(調査の方法)

- 第8条 前条の規定による調査(以下「調査」という。)は、設計担当主管課長による前条第2項の規定による調査の結果の報告を経て、次に掲げる事項を最低価格入札者から聴取し、又は関係機関に対して照会すること等により行うものとする。ただし、同項の規定による結果の報告で数値的判断基準のいずれかを下回ったと明らかになった場合は、当該調査対象者を失格とする。
 - (1) 入札金額の決定理由及び入札金額積算内訳書
 - (2) 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況
 - (3) 同種・類似の手持ち工事の状況
 - (4) 手持ち資材及び機械数の状況

- (5) 資材購入先及び入札者と資材購入先との関係
- (6) 就労者の具体的調達見通し
- (7) 契約に係る工事等の箇所と入札者の事業所、倉庫等との間における地理 的条件
- (8) 過去に施工した同種の公共工事の実績及び発注者並びに成績状況
- (9) 経営内容、経営状況及び信用状態
- (10) 建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項
- 2 調査基準価格を下回る入札が複数あった場合においては、第2条第1号に規定 するものにあっては最低価格入札者から、同条第2号に規定するものにあって は総合評価方式による最高評価者から、順に調査を行うものとする。ただし、 必要があると認める場合には、調査の対象となる者に対し、並行して調査を 実施することができる。
- 3 調査に当たっては、契約主管課長が主宰者となる。

(調査結果の報告)

第9条 契約主管課長は、調査を終了したときは、当該調査の結果に意見を付し、 書面により町長に報告するものとする。

(落札者の決定)

- 第10条 町長は、調査の結果、最低入札価格によっても契約の内容に適合した 履行がされないおそれがないと認めた場合は、最低価格入札者を落札者として決定し、最低価格入札者及び他の入札者に対してその旨を通知するものとする。
- 2 町長は、調査の結果、最低入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合において、最低入札価格に次いで低い価格 (以下「次順位入札価格」という。)が調査基準価格を上回る価格であったときは、当該次順位価格の入札者(第4条の規定によりその入札が無効となった者を

除く。以下「次順位入札価格入札者」という。)を落札者として決定する。

3 前項に規定する場合において、次順位入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位入札価格の入札者について、第7条から前項までの規定を準用する。この場合において、第7条及び第1項中「最低入札価格」とあるのは「次順位入札価格」と、第7条、第8条及び第1項中「最低価格入札者」とあるのは「次順位入札価格入札者」と読み替えるものとする。

(調査の結果の公表)

第11条 町長は、調査の結果について、対象契約の締結(仮契約の締結を含む。) 後、町ホームページへの掲載等の方法により公表するものとする。ただし、公表に適さないと認める事項については、この限りではない。 (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月31日告示第87号)

- この告示は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月31日告示第89号)
- この告示は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成31年2月25日告示第33号)
- この告示は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和元年7月22日告示第173号)
- この告示は、令和元年10月1日から施行する。 附 則(令和3年2月24日告示第26号)
- この告示は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和4年11月29日告示第250号)
- この告示は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和6年2月26日告示第39号)

- この告示は、令和6年4月1日から施行する。 附 則(令和6年12月5日告示第293号) この告示は、令和7年4月1日から施行する。 附 則(令和7年2月3日告示第19号)
- この告示は、令和7年4月1日から施行する。